# 武蔵野市第2期 成年後見制度利用促進基本計画

令和6 (2024) 年度~令和11 (2029) 年度

# 中間のまとめ(案)

令和5年 10 月 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・ 第6期地域福祉計画専門部会

#### 武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画 中間のまとめ(案)

#### 目 次

第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 国の第二期計画の概要	1
第3節 計画の位置づけ	3
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	4
第1節 全国の状況	4
第2節 武蔵野市の状況	5
第1項 高齢者数の推移	5
第2項 障害者数の推移	6
第3項 成年後見制度等の利用状況	7
第4項 福祉公社権利擁護センター実績	8
第3節 前計画期間中の取組状況	10
第1項 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営	10
第2項 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備	10
第3項 制度利用を支える機能の充実	11
① 市民後見人の育成	11
② 法人後見人の育成	12
① 市民後見人への支援	12
② 親族後見人への支援	12
③ 専門職後見人への支援	12
第4項 成年後見制度の担い手への支援の充実	
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 基本目標	13
第2節 基本方針	13
第3節 取組みの全体像(施策の体系)	14
第4節 施策の展開	15
施策1 中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充	15
施策2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	16
施策3 権利擁護支援を支える機能の充実	17
施策4 担い手の育成及び支援	20
第4章 計画の推進と見直し	23
第1節 計画の推進のために	23
第1項 制度の周知	23
第2項 庁内連携の推進	23
第3項 国・都・家庭裁判所との連携	23
第2節 計画の点検と評価	23
第3節 次期計画の策定	23

#### 第1章 計画の策定にあたって

#### 第1節 計画策定の背景と目的

成年後見制度は平成 12 (2000) 年に発足し、平成 28 (2016) 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。本法律をもとに、平成 29 (2017) 年 3 月には、国の『成年後見制度利用促進基本計画』が策定されるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなり、本市では、令和2 (2020) 年3月に『武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画』(以下「前計画」という。)を策定しました。

従前より本市においては、公益財団法人武蔵野市福祉公社(以下「福祉公社」という。) が中心となり、権利擁護事業、成年後見事業を実施しており、前計画の策定後も、市と福祉 公社を地域連携ネットワークの中核機関と位置づけ、施策を実施してきました。

このたび、本市の健康福祉分野の上位計画である『武蔵野市第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画』の改定に合わせ、また、国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4(2022)年度~令和8(2026)年度)』(以下、「国の第二期計画」という。)の内容を踏まえて、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、『武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画』として策定します。

#### 第2節 国の第二期計画の概要

令和4(2022)年3月に策定された国の第二期計画では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、成年後見制度の利用促進の取組みは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。

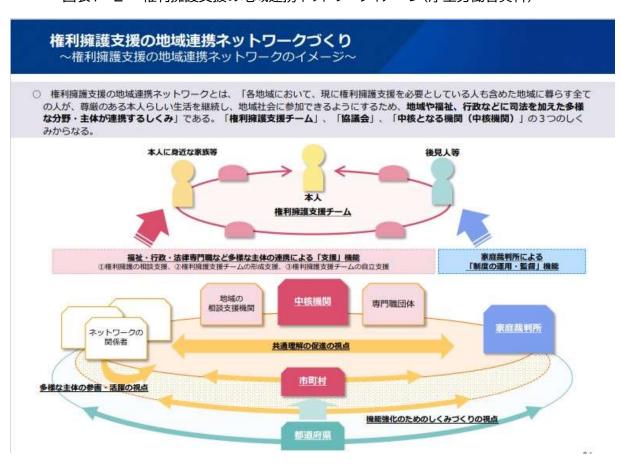
図表1-1 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方イメージ(厚生労働省資料)



そのうえで、市町村の役割として以下の5点が挙げられています。

- ・地域連携ネットワークづくり(協議会及び中核機関の整備・運営など)
- ・権利侵害回復支援における主体的取組
- ・市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- ・担い手の育成・活躍支援
- ・市町村計画の策定

図表1-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ(厚生労働省資料)



#### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画です。

本市の最上位計画である『第六期長期計画』及び『第六期長期計画・調整計画』における 重点施策として掲げられた「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を理念として、健康 福祉分野の基本となる健康福祉総合計画をはじめとする健康福祉分野の個別計画及び関連す る各種計画との整合を図ります。



図表1-3 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ

※『地域福祉活動計画』は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動 推進協議会等と連携して定める行動計画です。

地域福祉計画	社会福祉法 107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第14条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康推進計画	健康増進法8条
食育推進計画	食育基本法 18条
自殺対策推進計画	自殺対策基本法第13条の2
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業
	の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律
	(第19条)

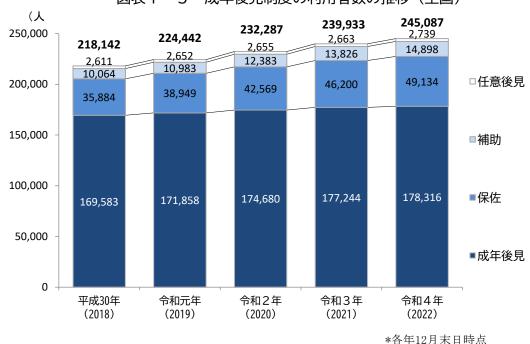
図表1-4 各計画策定における法令の根拠

#### 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

#### 第1節 全国の状況

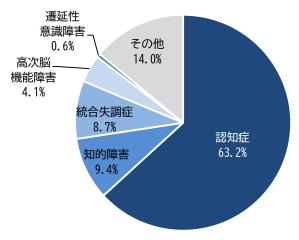
令和4(2022)年12月末日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で245,087人、毎年増加が続いています。

開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.2%を占めています。



図表1-5 成年後見制度の利用者数の推移(全国)





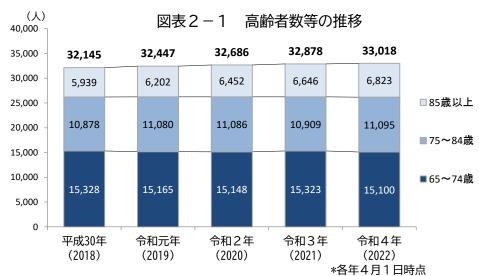
- (注1)後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で 終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は,各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類 している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール 依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

#### 第2節 武蔵野市の状況

#### 第1項 高齢者数の推移

本市の高齢者数は増加が続いており、75歳以上の方の増加が顕著となっています。全国 に比べて、高齢単身者世帯の比率が高いことが特徴となっています。

また、認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上)は、増加が続いています。



出典: 2022 市勢統計 令和4年版(市民部 市民課〔住民基本台帳人口〕)

図表2-2 高齢者単独世帯等の現状(全国、東京都、武蔵野市)

区域	総数		65歳以上の高齢者数		65歳以上の高齢単身 者世帯		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の 夫婦1組のみの一般世帯)	
	人口	世帯	人口	構成比 (%)	世帯	単身世帯 比率 (%)	世帯	構成比 (%)
全国	126, 146, 099	55, 830, 154	35, 335, 805	28.01%	6,716,806	19.01%	6, 527, 077	11. 69%
東京都	14, 047, 594	7, 227, 180	3, 107, 822	22.12%	811,408	26.11%	563,603	7.80%
武蔵野市	150, 149	78,054	31,725	21.13%	8, 159	25.72%	6, 349	8. 13%

(注)構成比(%)は各総数に対する割合、単身世帯比率(%)は高齢者人口に占める高齢単身世帯の割合

出典:令和2年度国勢調査

図表2-3 認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上)の推移

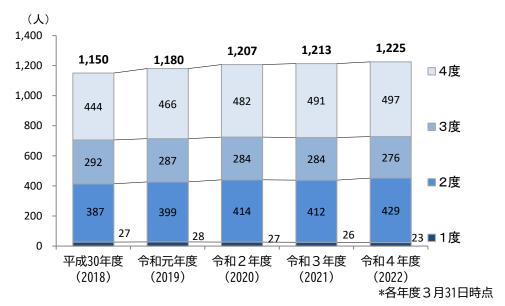


\*各年7月1日現在

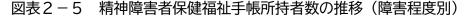
(注) 基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数(住所地特例者及び施設入所者含む)

#### 第2項 障害者数の推移

知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、意思決定支援を必要とする可能性 のある人の数は増加しています。



図表2-4 愛の手帳所持者数の推移 (障害程度別)





#### 第3項 成年後見制度等の利用状況

#### (1)成年後見制度利用者数

市内の利用者数は近年のほぼ横ばいで、東京都や全国と比較し、人口に対する利用者数の割合が高くなっています。

(人 324 322 350 325 11 10 17 15 21 300 19 19 50 □任意後見 50 51 57 58 250 ■補助 200 150 ■保佐 248 238 235 100 50 ■成年後見 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年

図表2-6 成年後見制度利用者数推移(各年12月末、平成30年のみ6月8日時点)

図表2-7 成年後見制度利用者数比較(令和4(2022)12月末)

	後見	保佐	補助	任意	合計	人口	人口1万人 あたり利用者数
武蔵野市	238	57	21	11	327	150, 436	21. 74
東京都	19,562	4, 943	1,614	522	26, 641	14, 034, 861	18.98
全国	178, 316	49, 134	14, 898	2,739	245, 087	124, 751, 716	19.65

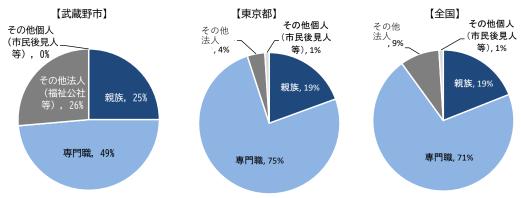
<sup>※</sup>東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」、

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況―令和4年1月~12月―」より作成

#### (2)成年後見人等と本人との関係

本市では、福祉公社が権利擁護事業の一環として法人として後見を受任し、地域の成年後 見制度の利用を支えていることが特徴となっています。

図表2-8 令和4(2022)年に開始された事案の成年後見人等と本人との関係 比較



※東京家庭裁判所「成年後見人等と本人との関係別件数(区市町村別)」、

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況―令和4年1月~12月―」より作成

※「専門職」は弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士、社会保険労務士を指し、 それぞれの法人が含まれる。

<sup>※</sup>人口「東京都の人口推計(令和5年1月1日現在)」、総務省の推計人口(令和5年1月1日現在(確定値))」

#### 第4項 福祉公社権利擁護センター実績

本市の権利擁護支援の取組みにおいては、福祉公社が大きな役割を果たしています。

図表2-9 福祉公社権利擁護センター事業体系

#### (1)つながりサポート事業

概要:独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等に、安心した在宅生活を継続するため に必要なサービスを提供する。定期的なソーシャルワーカーの訪問、相談、緊急時 の対応等により支援する。

対象者:独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等

#### サービス内容:

- ① 基本サービス 「基本プラン」か「つながりプラン」を選択。
  - ・基本プラン 3か月に1回の訪問、月2回の電話コールサービス (月額5,500円(税込))
  - ・つながりプラン 月1回の定期訪問、月2回の電話コールサービス、定期訪問以外に年間12回(時間)を上限に個別サービスを利用可 (年間132,000円(税込))

図表2-9 つながりサポート事業利用数

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本	世帯	72	67	66	71	67
サービス	(人)	(83)	(74)	(75)	(81)	(77)
つながり	世帯	17	17	14	12	9
プラン	(人)	(19)	(18)	(15)	(12)	(9)
合計	世帯	89	84	80	83	76
口司	(人)	(102)	(92)	(90)	(93)	(86)

② 個別サービス 「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「入院・入所等支援サービス」(3,850円(税込)/時間)

「日常的金銭管理サービス」(月額11,000円(税込)、 令和2年度 新設)

図表2-10 個別サービス契約件数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院入所支援	52	50	50	56	60
随時訪問	89	84	80	83	76
緊急支援	89	84	80	83	76
没後支援	_	22	20	27	32

## ③ 没後支援サービス 火葬から納骨、家財管理、行政機関への手続き等の支援 図表2-11 エンディング支援事業利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談人数	_	4	15	10	14
相談時間	_	5	15	11	16
没後支援 サービス契約	-	0	0	2	0

#### (2)成年後見制度関連事業

図表2-12 権利擁護相談件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見	124	97	142	128	171
権利擁護	54	64	12	25	24
その他	55	0	21	28	12
計	233	161	175	181	207

図表2-13 成年後見人等受任件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	29	15	40	22	25
終結	21	21	22	41	31
年度末受任	135	129	147	128	122

#### (3)地域福祉権利擁護事業

判断能力が低下し、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方へのサポートを行う。

図表2-14 地域福祉権利擁護事業利用者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	10	9	10	8	13
解約	13	4	10	11	9
死亡	0	5	1	0	2
累計	41	41	40	37	39

#### 第3節 前計画期間中の取組状況

前計画では、基本目標である「生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らし く暮らせるまち」の実現に向け、基本方針として

- 1 利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知
- 2 その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を整備
- 3 成年後見制度のネットワークを、市と福祉公社を中核機関に据え強化 を掲げ、以下の施策に取り組んできました。

#### 第1項 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営

- (1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化
  - ■従前の武蔵野市福祉公社関係機関等連絡協議会を発展させ、令和2(2020)年度に武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置しました。
  - ■家庭裁判所とは、年2回程度、東京都主催の会議等で意見交換を行っています。

図表2-15 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

区分	内容
構成員	専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士)、NPO法人、
	民生児童委員、在宅介護・地域包括支援センター、介護支援専門
	員、相談支援専門員、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課
活動内容/年	会議2回、学習会・相談会1回
事務局	中核機関(武蔵野市(地域支援課)・福祉公社)

#### (2) 中核機関の整備・運営

- ■令和2(2020)年4月、本市の成年後見制度の利用促進に係る中核機関として、市と福祉公社を位置づけ、福祉公社内に武蔵野市成年後見利用支援センター(以下「利用支援センター」という。)を設置しました。
- ■利用支援センターは、中核機関の機能のうち、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等を行っています。うち、福祉公社は、相談対応、老いじたく講座、出前講座等を行い、市は、連絡協議会の運営、制度の周知、広報、連絡調整等を行っています。

#### 第2項 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備

#### (1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備

- ■令和2(2020)年4月に福祉公社内に設置した利用支援センターについて、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。
- ■利用支援センターには、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携 をしながら支援を行っています。
- ■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を 定期的に行っています。

#### (2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備

- ■連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議において、事例の紹介やノウハウの共有 を行っています。
- ■福祉公社では、高齢者や障害者の支援チームの体制を構築する段階から、本人の意思決 定支援をサポートできる体制となるよう、関係者に働きかけを行っています。

#### 第3項 制度利用を支える機能の充実

#### (1) 広報機能の充実(周知啓発と講座等の拡充)

- ■令和2(2020)年4月に福祉公社内に設置した利用支援センターについて、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】
- ■利用支援センター主催の市民講演会、及び連絡協議会主催による学習会・相談会を年1 回ずつ開催しています。
- ■福祉公社では老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業を実施し、制度の普及啓 発に努めています。
- ■市は委託事業としてNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット(以下「こだまネット」という。)による親なき後講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応を行っています。

#### (2) 相談機能の充実

- ■令和2(2020)年4月に福祉公社内に設置した利用支援センターについて、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】
- ■利用支援センターには、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携をしながら支援を行っています。【再掲】
- ■利用支援センターでは、他機関や市民から受けた相談について、アセスメントを実施 し、福祉関係者と協力して適切な支援につなげるなど、成年後見人候補者選定のために 専門職の紹介等を行いました。

	四状乙	י אנאנוניף טו		
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	相談回数	175	244	128
(う	ち電話相談)	(91)	(181)	(102)
11 <del>2</del>	制度説明			91
相 里 談 複	親族申立支援			45
相談内容(重複あり)	後見人支援			1
	その他			29
相談内容計				166

図表 2-16 利用支援センター相談受付実績

※令和2(2020)年度に利用支援センターを設置

※令和4(2022)年度より利用支援センター単独で相談件数、相談内容を集計開始

#### (3) 受任者調整 (マッチング) 等の支援

- ■福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。
- ■受任者調整(マッチング)の調整方法等を検討するため、連絡協議会にて専門職団体を 対象としたアンケートを実施しました。

#### (4) 担い手の育成

- ① 市民後見人の育成
- ■利用支援センターでは、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を実施しています。
- ■福祉公社では、市民後見人推薦ガイドラインを作成し、市民後見人が適切である場合は ガイドラインに基づいて候補者を立てることとしています。

#### ② 法人後見人の育成

■福祉公社において、こだまネットが実施する親なき後講座へ講師を派遣したり、同法人 が主催する相談会へ相談員を派遣するなどの協力を行いました。

#### (5) 後見人への支援

#### ① 市民後見人への支援

- ■利用支援センターでは、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を実施しています。 【再掲】
- ■福祉公社では、市民後見人推薦ガイドラインを作成し、市民後見人が適切である場合は ガイドラインに基づいて候補者を立てることとしています。【再掲】

#### ② 親族後見人への支援

■福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。【再掲】

#### ③ 専門職後見人への支援

- ■令和2(2020)年4月に福祉公社内に設置した利用支援センターについて、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】
- ■利用支援センターには、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携 をしながら支援を行っています。【再掲】
- ■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を 定期的に行っています。【再掲】

#### (6) 市長申立による支援

- ■市では、市長申立案件の判定会議を実施しています。
- ■福祉公社は、中核機関として市長申立判定会議に参加しています。

図表 2-17 成年後見市長申立実績

左曲	ᅲᄼᄼᄷ	△≒−左	△和○左曲	△和った曲	△101/左曲
牛皮	半成 30 年度	<b>节和</b> 兀牛皮	つ和と中医	令和3年度	<b>节和4</b> 年度
件数	4	3	10	3	6

#### 第4項 成年後見制度の担い手への支援の充実

■一般的な報酬助成審判額及び近隣自治体の事例を参考に、令和2(2020)年度に報酬費用 助成額を改定しました。

図表 2-18 成年後見人等報酬支払費用助成実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	13	10	13	12	14
金額	1, 161, 000	910,000	1,820,250	2,777,000	2,877,000

#### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 第1節 基本目標

# 生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち

『第4期健康福祉総合計画』では、基本理念として「武蔵野市ならではの地域共生社会の 推進」を掲げています。

健康福祉総合計画の理念を踏まえ、本計画では、引き続き基本目標として「生涯を通じて本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち」を掲げ、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

#### 第2節 基本方針

基本目標の達成に向け、以下の2つの基本方針に基づき、権利擁護支援のための取組みを実施します。

1	その人が望むその人らしい生活を、 継続的に支援する体制を強化
2	利用者とその家族、制度を必要とする人が 安心して利用できる制度の運営と周知

#### 第3節 取組みの全体像(施策の体系)

施策	1	中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充
	(1)	中核機関の円滑な運営
	(2)	連絡協議会の機能拡充
施策	2	既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
	(1)	支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化
	(2)	権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進
施策	3	権利擁護支援を支える機能の充実
	(1)	広報機能の充実(周知啓発と講座等の拡充)
	(2)	相談機能の拡充
	(3)	受任者調整(マッチング)等の支援
	(4)	市長申立の実施
	(5)	成年後見制度利用支援事業*の拡充の検討
施策	4	担い手の育成及び支援
	(1)	市民後見人の育成及び支援
	(2)	法人後見人の育成
	(3)	親族後見人への支援
	(4)	専門職後見人への支援

#### 第4節 施策の展開

#### 施策1 中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充

#### (1) 中核機関の円滑な運営

#### 【現状と課題】

- ■令和2(2020)年度、本市の成年後見制度の利用促進に係る中核機関として市と福祉公社を 位置づけ、福祉公社内に利用支援センターを設置し、市と福祉公社が共同で運営していま す。
- ■利用支援センターは、中核機関の機能のうち、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等を行っています。うち、福祉公社は、相談対応、老いじたく講座、出前講座等を行い、市は、連絡協議会の運営、制度の周知、広報、連絡調整等を行っています。

図表3-1 国の第二期計画における地域連携ネットワークに求められる役割

名称	定義	役割
権利擁護支援	権利擁護支援が必要な人に対し、	既存の福祉・医療等のサービス調整や支
チーム	親族、地域、保健・福祉・医療の関	援を行う体制に、法律・福祉の専門職や
	係者等が協力して日常的に見守	後見人等、本人の意思決定に寄り添う人
	り、本人の意思及び選考や価値観	などが加わり、適切に権利擁護が図られ
	を継続的に把握し、必要な権利擁	るようにする
	護支援の対応を行うしくみ	
協議会	各地域における専門職団体や当	成年後見制度を利用する事案に限定す
	事者等団体などを含む関係機関・	ることなく、権利擁護支援チームに対し、
	団体が、連携体制を強化し、自発	法律・福祉の専門職や関係機関が必要な
	的な協力を進めるしくみ	支援を行うことができるよう、協議の場
		を設ける
中核機関	地域連携ネットワークのコーディ	本人や関係者等からの相談を受け、専門
	ネートを担う中核的な機関や体制	的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の
		内容の検討や支援を適切に実施するた
		めのコーディネートを行う
		協力・連携協力を図るため、協議会の運
		営等、関係者のコーディネートを行う

※国の第二期計画をもとに作成

#### 【今後の方向性】

- ■引き続き、中核機関及び利用支援センターを市と福祉公社が共同で運営します。
- ■市は連絡協議会の事務を担い、会議の開催及び関係機関への連絡調整等を行います。また、制度の周知や広報を行います。
- ■相談対応、成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。
- ■本人意思の実現を目指し、意思決定支援や身上保護を重視した後見事務とそのノウハウを 市全体でも共有し、権利擁護支援の活動へと広めていきます。

実施体制	中核機関 市(地域支援課) 福祉公社		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	0	0		_	_

#### (2) 連絡協議会の機能拡充

#### 【現状と課題】

- ■令和2(2020)年度、従来の関係機関等連絡協議会を発展させる形で、連絡協議会を設置しました。同協議会は利用支援センターを事務局として、専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成しています。
- ■連絡協議会では、年2回の定例会議で課題共有や情報交換を行うほか、年1回、学習会・ 相談会を主催しています。
- ■権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、支援へつなげるためには、地域連携ネットワークの拡大及び強化が必要です。

#### 【今後の方向性】

- ■引き続き、現在の連絡協議会の活動を維持しながら、内容の充実を図ります。
- ■権利擁護支援を必要とする人に近い関係者に対し、連絡協議会を周知し、地域連携ネット ワークの強化を図ります。

	中核機 市(地域支援課)	撰 福祉公社	専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	0	0	0	0	○ 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課

#### 施策2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

#### (1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化

#### 【現状と課題】

- ■令和2(2020)年度に福祉公社内に設置した利用支援センターは、各福祉関係機関や金融機関、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度の相談窓口として一定程度認知され、関係機関と連携して支援を行っています。
- ■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。
- ■場合によっては、権利擁護支援を必要とする人について把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。
- ■今後、権利擁護支援を必要とする人が増加することが想定されるため、福祉関係者のみで対応することが困難となる可能性があります。

#### 【今後の方向性】

- ■利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布 先の新規開拓や方法の見直しを行います。
- ■権利擁護支援について、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、 共有します。

	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	市(地域支援課)	福祉公社	守门卿没兄八		いりりが出る
	0	0	0	0	0

### (2)権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進 【現状と課題】

# ■成年後見制度の利用者は通常何らかの福祉サービスを利用しており、例えば介護保険サービス利用者に対し、支援のためにサービス担当者会議が開催されています。また、障害者福祉サービスでも同様の会議があります。

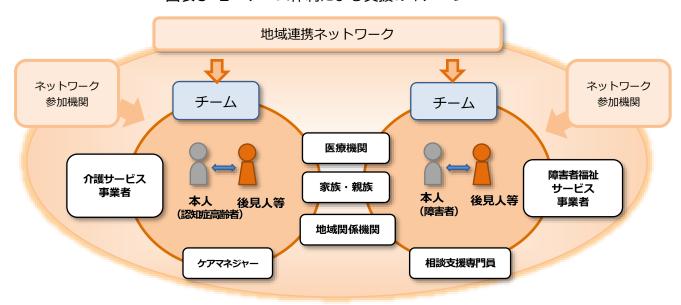
■福祉公社が後見等を受任する場合、このサービス担当者会議等に担当職員が参加していますが、一般的にはサービス担当者会議等へ後見人等が参加することは稀です。

#### 【今後の方向性】

- ■成年後見の受任者調整(マッチング)等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が 就任前から支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。
- ■意思決定についての支援者が支援チームへ参加することの必要性について、引き続きケアマネジャー・相談支援専門員等を含めサービス提供関係機関に周知します。

実施体制	中核機市(地域支援課)	選 福祉公社	専門職後見人	関連機関	市の他部署
	0	0	0	0	0

図表3-2 チーム体制による支援のイメージ



#### 施策3 権利擁護支援を支える機能の充実

(1) 広報機能の充実(周知啓発と講座等の拡充)

#### 【現状と課題】

- ■利用支援センターについて、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めました。
- ■利用支援センター主催の市民講演会、及び連絡協議会主催の学習会・相談会を年1回ずつ 開催しています。
- ■福祉公社では老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業(高齢者支援課)、親なき 後講座(障害者福祉課がこだまネットへ委託)等を実施し、制度の普及啓発、相談対応を 行っています。

#### 【今後の方向性】

- ■利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布 先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- ■市民及び関係者を対象とした講演会及び学習会・相談会を開催します。
- ■関係機関や市の関連イベント等(ケアリンピック、認知症サポーター養成講座等)を活用 し、権利擁護支援についての周知を図っていきます。
- ■市民を対象とした講座として、福祉公社は老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業や親なき後講座等を継続します。
- ■権利擁護支援を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。

<b>中长</b>	中核機関 市(地域支援課) 福祉公社		専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	©	0	0	0	○ ○

#### (2) 相談機能の拡充

#### 【現状と課題】

- ■令和2(2020)年度に福祉公社内に設置した利用支援センターは、各福祉関係機関や金融機関金融機関、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度の相談窓口として一定程度認知され、関係機関と連携して支援を行っています。【再掲】
- ■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。【再掲】
- ■在宅介護・地域包括支援センター等から市へ成年後見市長申立ての相談があった際に、必要に応じて、福祉公社を紹介し相談対応から支援へと移行しました。
- ■場合によっては、権利擁護支援を必要とする人について把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。【再掲】

#### 【今後の方向性】

- ■利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布 先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- ■福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携体制構築の調整を行います。
- ■障害特性に応じた専門的な相談対応などについて検討し、相談体制の充実を図ります。
- ■利用支援センターでは、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係機関と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡し、対応を依頼します。

実施体制	中核機関 市(地域支援課) 福祉公社		専門職後見人	関連機関	市の他部署
24,511 425	0	0	0	0	0

#### (3) 受任者調整 (マッチング) 等の支援

#### 【現状と課題】

- ■成年後見に関する相談を受け付けた関係機関だけでは対応が難しいと判断される事案については、福祉公社が申立支援を行うことが多くなっています。
- ■福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判 所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。【再掲】
- ■受任者調整(マッチング)等の実施基準は明確になっていません。

#### 【今後の方向性】

- ■福祉公社は中核機関として関係機関からの相談に対応し、アセスメントや申立支援を行います。
- ■成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。
- ■受任者調整(マッチング)等について、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡 協議会において、仕組みや調整方法を協議し、体制の構築を図ります。
- ■受任者調整(マッチング)等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から 支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。【再掲】

実施体制	中核機関 市(地域支援課) 福祉公社		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	0	0	0	0	

#### (4) 市長申立の実施

#### 【現状と課題】

- ■市では、市長申立案件判定会議を実施しています。
- ■福祉公社は、中核機関として市長申立判定会議に参加しています。

#### 【今後の方向性】

■成年後見等を必要としながら申立権者がいない人について、支援の必要が生じた際に迅速 に対応できるよう、中核機関及び市の関係部署での連携体制を維持します。

	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	市(地域支援課)	福祉公社	一切の次元八	为迁似为	ם מונטול און
	0	0	_	_	0

#### (5) 成年後見制度利用支援事業の拡充の検討

#### 【現状と課題】

- ■一般的な報酬審判額、及び近隣自治体の実態を参考に、令和2(2020)年度に報酬助成額を 改定しました。
- ■報酬助成の経済的要件について、本市は生活保護受給(相当も含む)ですが、都内で報酬 助成を実施する自治体の半数以上が、住民税非課税も対象としています。
- ■都内の自治体の7割以上が申立費用の助成を実施していますが、本市は未実施です。
- ■成年後見制度の利用促進のためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。

#### 【今後の方向性】

■制度の利用を促進し、かつ実態にあった助成となるよう、報酬助成額の改定や申立費用の助成等助成のあり方を検討します。

	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	市(地域支援課)	福祉公社	守门卿没兄八	因连城民	いりりの間の音
2 3.3.211 1.3	0	0	_	_	

#### 施策4 担い手の育成及び支援

#### (1) 市民後見人の育成及び支援

#### 【現状と課題】

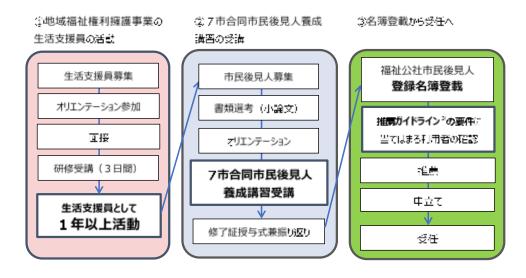
- ■利用支援センターでは、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を一貫して実施しています。
- ■福祉公社における、これまでの市民後見人の後見監督受任実績は 10 件です。(令和4(2022)年度末時点)

#### 【今後の方向性】

- ■引き続き、利用支援センターでは、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を実施します。
- ■成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。【再掲】
- ■市民後見人が後見人等を受任した場合は、福祉公社が後見監督人としてフォローします。
- ■福祉公社の市民後見人修了人簿登載者について、福祉公社の後見協力員としての活動を通 じ、スキルアップを図ります。

実施体制	中核機関 市(地域支援課) 福祉公社		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	0	0			

図表3-3 福祉公社 市民後見人受任までのフロー



#### (2) 法人後見人の育成

#### 【現状と課題】

- ■現在、本市で法人後見を実施しているのは主に福祉公社です。
- ■若年障害者の場合、成年後見の利用期間が長期に及ぶため、法人後見が望ましいという意見もありますが、福祉公社には障害特性に応じるためのノウハウの蓄積が十分ではありません。
- ■市内では、こだまネットが保護者などの親なき後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、活動をしています。
- ■福祉公社において、こだまネットへ講師及び相談員を派遣し、連携を維持しています。

#### 【今後の方向性】

- ■連絡協議会を通じ、法人後見のニーズ及び状況等を調査研究します。
- ■障害者分野においては、こだまネット等と情報の共有、連携を図りながら、後見業務を遂 行できる人材の育成支援などを行います。

実施体制	中核機市(地域支援課)	機関 福祉公社	専門職後見人	関連機関	市の他部署
	0	0	_	0	〇 障害者福祉課

#### (3) 親族後見人への支援

#### 【現状と課題】

- ■福祉公社において、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への 定期報告作成の支援や専門職を紹介し繋ぐなど、支援を継続しました。【再掲】
- ■市内での親族後見人の数や活動実態について、把握ができていません。

#### 【今後の方向性】

- ■在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。
- ■市内における親族後見人の実情を把握し、必要に応じて支援するため、親族後見人が情報 交換や相談ができる場の設定について検討実施します。

	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
実施体制	市(地域支援課)	福祉公社	守  ] 職役兄八		
	0	0		0	_

#### (4) 専門職後見人への支援

#### 【現状と課題】

- ■本市における専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等)の受任状況は、令和 4年の新規利用者の約48%となっています。
- ■専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成する連絡協議会では、年2回 の定例会議で課題共有や情報交換を行っています。
- ■成年後見制度の利用促進のためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。【再 掲】

#### 【今後の方向性】

■連絡協議会において専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。

- ■福祉公社では相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携のための調整を行います。【再掲】
- ■受任者調整(マッチング)等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から 支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。【再掲】
- ■制度の利用を促進し、かつ実態に合った助成となるよう、改定を検討します。【再掲】

	中核機関		専門職後見人	関連機関	古の仏如罗
実施体制	市(地域支援課)	福祉公社	守    東   東   東   東   東   東   東   東   東		市の他部署
	0	0	0	0	

#### 第4章 計画の推進と見直し

#### 第1節 計画の推進のために

#### 第1項 制度の周知

利用者の権利の擁護につながるよう、本計画に基づき、成年後見制度を含めた意思決定支援の趣旨及び制度の内容について、利用者やその家族、また支援を必要とする人たちに接する機会の多い関係機関の職員等に対する周知に努めます。

#### 第2項 庁内連携の推進

庁内では武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会において、権利擁護支援や成年後見制度 に関し、各課が持つ相談機能についての情報交換、課題の抽出や共有を行います。

#### 第3項 国・都・家庭裁判所との連携

国や都の動向を注視しつつ、家庭裁判所とも連携を図りながら施策を推進します。 制度の運用において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により 対処します。

#### 第2節 計画の点検と評価

本計画の各種施策の進捗把握・点検は武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会で行い、武蔵野市健康福祉施策推進審議会で評価等を行います。

#### 第3節 次期計画の策定

本計画の改定は、第4期健康福祉総合計画の改定とともに令和11(2029)年度に行います。